

小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例等の一部改正（素案）

1 改正の背景

指定居宅介護支援、指定介護予防支援、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等については、介護保険法の規定により、厚生労働省令を基準として市町村条例で定めることとされており、この基準を満たす指定事業者が指定居宅介護支援等を提供することとされています。

また、国では、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3年に一度、定期的な介護保険制度の見直しを実施しておりますが、令和3年度に向けて、厚生労働省令である「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正され、令和3年4月1日付けで施行される予定です。

これを受け、本市の条例とその施行規則についても一部改正を行う必要が生じております。

2 改正する条例等

- ・小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例
- ・小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例施行規則
- ・小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例
- ・小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例施行規則
- ・小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例
- ・小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則
- ・小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例
- ・小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則

3 改正の内容

指定居宅介護支援、指定介護予防支援、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について、厚生労働省令の改正内容のとおり定めます。

なお、主な改正内容は次のとおりです。

(1) 全てに共通の基準（指定居宅介護支援、指定介護予防支援、指定地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス）

- ・事業の基本方針・一般原則に「利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備及び研修の実施等を行うこと」及び「CHASE・VISITを活用し、適切かつ有効にサービスを提供するよう努めること」を加えます。
- ・男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めます。
- ・利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する各種会議等について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認めます。
- ・利用者等が参加して実施する各種会議等について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認めます。
- ・ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、原則として、電磁的な対応を認めます。
- ・介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として、電磁的な対応を認めます。
- ・運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とします。

(2) 指定地域密着型サービスに関する基準

【夜間対応型訪問介護】

- ・事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行わなければならないこととします。
- ・利用者の処遇に支障がない場合は、他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を「一部委託」することを可能とします。
- ・複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）を「集約化」することを可能とします。

【地域密着型通所介護】

- ・非常災害対策の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。

- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、3年の経過措置期間を設け、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけます。

【認知症対応型通所介護】

- ・非常災害対策の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。
- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、3年の経過措置期間を設け、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけます。

【小規模多機能型居宅介護】

- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、3年の経過措置期間を設け、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけます。

【認知症対応型共同生活介護】

- ・認知症対応型グループホームは地域密着型サービス（定員29人以下）であることを踏まえ、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところ、これを「3以下」とします。
- ・認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価（県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けるとします。
- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、3年の経過措置期間を設け、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけます。

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

- ・非常災害対策の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。
- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、3年の経過措置期間を設け、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけます。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、3年の経過措置期間を設け、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけます。
- ・3年の経過措置期間を設け、口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行うことを求めます。
- ・3年の経過措置期間を設け、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを求めます。
- ・個室ユニット型施設について、1ユニットの定員を、夜間及び深夜も含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とします。
- ・個室ユニット型施設のユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止します。

【看護小規模多機能型居宅介護】

- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、3年の経過措置期間を設け、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけます。

(3) 指定地域密着型介護予防サービスに関する基準

【介護予防認知症対応型通所介護】

- ・非常災害対策の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。
- ・介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、3年の経過措置期間を設け、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけます。

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、3年の経過措置期間を設け、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけます。

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

- ・介護予防認知症対応型グループホームは地域密着型介護予防サービス（定員29人以下）であることを踏まえ、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところ、これ

を「3以下」とします。

- ・認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価（県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとします。
- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、3年の経過措置期間を設け、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけます。

4 施行予定日

令和3年4月1日